



官34

13.10.10

(1) 府発

25 予予第 815 号

平成 25 年 9 月 30 日

一般社団法人日本建設業連合会
会 長 中村 満義 殿

東京消防庁
予防部長 荒井 伸幸



高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策の周知について（依頼）

平素より、消防行政に対し、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、東京では、本格的な高齢社会を迎え、「バリアフリー新法」や「東京都福祉のまちづくり条例」等を踏まえたユニバーサルデザインの理念の下、全ての人が安心・安全に、かつ、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの実現に向けた取組が推進されています。

しかし、現行の高層建築物等における避難施設等に係る法令基準は、高齢者、障がい者等の歩行困難者等の避難を十分に考慮しているとは言い難く、歩行困難者等自身が火災時の避難に関して不安を抱えています。また、歩行困難者等と通常の避難が可能な者が無秩序に混在した場合は、過度の滞留を生じる危険性もあることから、効果的な避難対策を導入することが必要です。

こうした状況を踏まえて、高齢社会の到来を踏まえた高層建築物等における防火安全対策のあり方について、火災予防条例に基づく第 20 期火災予防審議会に諮問したところ、平成 25 年 4 月に、高層建築物等には一時避難エリアの設置や一定の要件を満たす非常用エレベーターの避難誘導への活用などの避難安全対策を講じる必要があるとの答申がなされました。

これを受け、今般、当庁は、指導基準「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」を策定し、本年 10 月 1 日から建築計画等に指導を開始することとしましたので別添えのとおり送付いたします。

非常用エレベーターを避難誘導に活用する場合は、一定要件を満たし、事前に管轄消防署への届出、検査及び訓練実施の必要があります。

なお、別添えの指導基準は、当庁ホームページ「指導基準等」に掲載しております (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/kk/kijunpage.html>)。

つきましては、本対策の趣旨を御理解いただき、都民の安心・安全を確保するため、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げますとともに、傘下会員の皆様方への御周知等についても重ねてお願い申し上げます。

問合せ先

予防課建築係	中島 後藤
電話 03-3212-2111 内線 4742	4745
防火管理課自衛消防係	長谷川 渡部
電話 03-3212-2111 内線 5142	5145

高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

1 趣旨

現在、東京では、本格的な高齢社会を迎え、「バリアフリー新法」、「東京都福祉のまちづくり条例」等を踏まえたユニバーサルデザインの理念の下、全ての人が安心・安全かつ快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの実現に向けた取組が推進されている。

しかし、現行の高層建築物等における避難施設等に係る法令基準は、歩行困難者等の避難を十分に考慮しているとは言い難く、歩行困難者等自身が火災時の避難に関して不安を抱いている。

また、歩行困難者等と通常の避難が可能な者が無秩序に混在した場合は、過度の滞留を生じる危険性もあることから、効果的な避難対策を導入することが必要である。

こうした状況から、高齢社会の到来を踏まえた高層建築物等における防火安全対策のあり方について、第20期火災予防審議会に諮問したところ、平成25年4月に、高層建築物等には一時避難エリアの設置や一定の要件を満たす非常用エレベーターの避難誘導への活用などの避難安全対策を講じる必要があるとの答申がなされた。この答申を踏まえ、高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を定めるものである。

なお、歩行困難者等の水平避難を可能とするため、一時避難エリアの設置を重点的に推進する。

2 用語の定義

(1) 歩行困難者等

運動能力の低下、認知症の影響等により、火災時の避難行動等が困難となることが懸念される者のほか、これらの者と同様に避難困難性等が懸念される視覚障害者、聴覚障害者、車椅子使用者、松葉づえ使用者等をいう。

(2) 安全区画

火災室からの火煙を防ぎ、避難者の安全を図ることを目的として、避難経路に相当する部分を適切に区画した部分をいう。平面計画によっては、避難経路に沿って複数の安全区画が設けられる場合があり、避難を開始する部分に近いものから「第1次安全区画」、「第2次安全区画」と順位を付けて呼称する。

(3) 水平避難区画

病院や社会福祉施設などの歩行困難者等が多数いる施設や、大規模な複合用途防火対象物などにおいて、水平避難を優先させることを目的として、平面を大きく複数に防火区画することをいう。

(4) 一時避難エリア

火災時において、消防隊が避難誘導を完了するまでの間、歩行困難者等が一時的に留まることができる場所で、別紙1「一時避難エリアの要件」に適合するものをいう。

(5) 避難誘導用エレベーター

非常用エレベーター（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基政令」という。）第129条の13の3第1項に規定するエレベーターをいう。以下同じ。）のうち、

火災時において、歩行困難者等を避難誘導するために活用するエレベーターで、別紙2「非常用エレベーターを避難誘導に活用するための建築上の要件」に適合するものをいう。

3 指導対象

本基準に基づき指導する防火対象物は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条9号の2に規定する耐火建築物のうち次のものとする。

(1) 一時避難エリアの設置の指導対象

建基政令第122条に規定する特別避難階段の設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が利用するもの。

(2) 避難誘導用エレベーターの設置の指導対象

建基政令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターの設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が主に利用する階、人数及び歩行困難者等の情報（車椅子使用、歩行器使用、視力障害等をいう。以下同じ。）を事前に把握が可能なもの

4 指導基準

(1) 水平・垂直避難対策

ア 3、(1)に該当する対象物には、水平避難対策として一時避難エリアを設置すること。

イ 3、(2)に該当する対象物には、水平避難対策として一時避難エリアを、垂直避難対策として避難誘導用エレベーターを設置すること。

(2) 一時避難エリアに至る避難経路上のバリアフリー化対策

ア 扉の取っ手の形状

避難経路上（バックヤード（店舗等のうち、通常時に一般客の利用に供さない部分をいう。）を避難経路とする場合を含む。）に設ける扉の取っ手は、別紙1、第1、1、(2)、ウによること。

イ 水平避難区画の防火設備の形状

水平避難区画に設ける防火設備は、別紙1、第2、2、(3)によること。

ウ くぐり戸の形状

避難経路上の防火設備をくぐり戸付きのものとする場合は、車椅子使用者に配慮し、くぐり戸部分は下かまちがなく、かつ、幅員80cm以上及び高さ180cm以上とすること。

(3) 避難誘導対策

別紙3「高層建築物等における歩行困難者等の避難誘導に係る自衛消防活動基準」によること。

(4) 消防活動支援対策

ア 歩行困難者等が主に利用する階、人数及び歩行困難者等の情報などを事前に防災センター等で把握しておくこと。

イ アの情報の変更は、適宜把握し、事業所が定める避難計画に反映すること。

5 避難誘導用エレベーターの設置、運用開始等に係る届出

避難誘導用エレベーターは、消防隊到着までの間、非常用エレベーターを活用するものであるため、事前に設置及び運用状況を把握し消防活動に反映する必要があることから、次の事項を避難誘導用エレベーターの設置者に指導すること。

(1) 設置又は変更する場合

避難誘導用エレベーターを設置し、又は変更(一時避難エリアのみを変更する場合を含む。)する7日前までに、別表に示す必要図書を消防署長に2部届出ること。

(2) 運用を開始する場合

避難誘導用エレベーターを運用開始する7日前までに、別表に示す必要図書を消防署長に2部届出て、検査を受けること。

6 運用開始

避難誘導用エレベーターの運用は、5、(2)に基づく検査に係る検査結果通知書(別記様式第12号)により運用上支障ない旨の通知を受けた後、開始するよう指導すること。

7 その他留意事項

(1) 避難誘導用エレベーターを設置する防火対象物は、次の措置を講じるよう指導すること。

ア 推奨事項(別紙1及び別紙2に掲げる要件のうち※を付したものを)を除く、全ての要件を満たすこと。

イ 避難誘導用に活用する非常用エレベーターのシャフトは、次の機会に東京消防庁予防事務審査・検査基準第2章第4節第8「乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策」を講じること。

(ア) 新築の防火対象物 新築時

(イ) 既存の防火対象物 大規模改修時

ウ イの対策を講じた防火対象物は、シーリング材の剥離、脱落等の有無を建基法第12条第1項に規定する調査等の機会に併せて調査し、漏えい防止対策の維持に努めること。

エ 別紙3に基づき作成した避難誘導計画は、避難誘導用エレベーターの運用開始日までに消防計画に記載して消防署長に届出を行うとともに、当該避難誘導計画に沿った訓練を行うこと。

(2) 一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターを設置した防火対象物の関係者は、本基準に規定する各要件の順守状況を継続的に確認し、火災時に有効に活用できるよう維持管理すること。

一時避難エリアの要件

※ 推奨事項

第1 一時避難エリアの構造、設備等 (図1 参照)

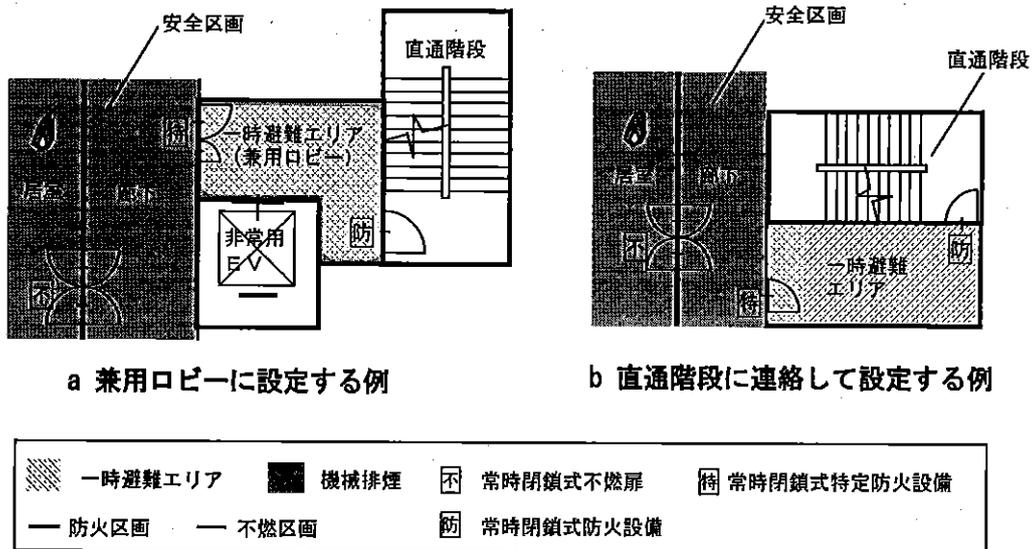


図1 一時避難エリアの設定例

1 構造

- (1) 一時避難エリアは、建基政令第123条第3項に規定する特別避難階段の付室の構造の基準を満たすこと。
- (2) 一時避難エリアの出入口に設ける特定防火設備及び防火設備は、次によること。
 - ア 幅は、80cm以上とすること。
 - イ 床面から開口部の下端までの高さは、2cm以下とすること。
 - ウ 取っ手は、歩行困難者等においても使いやすい形状とすること (図2 参照)。

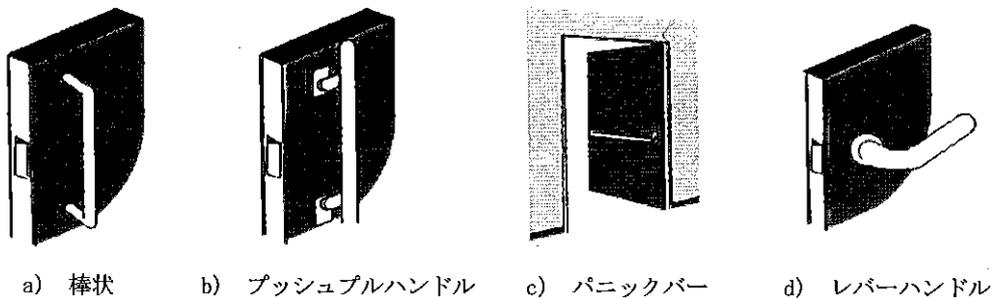


図2 歩行困難者等が使いやすい取っ手の形状例

- (3) 一時避難エリアの床面積は、次によること。

ア 各階における一時避難エリアの床面積の合計は、当該階における歩行困難者等の在館者数に0.4㎡を乗じて得た面積以上を確保すること。

なお、1か所当たりの床面積は、5㎡以上を確保すること。

イ アの「歩行困難者等の在館者数」が確定できない場合は、当該階における居室（歩行困難者等が利用するものに限る。）の床面積の合計に0.025（歩行困難者等が利用する病院、診療所等の受付階は0.2、診療階は0.1）を乗じて得た数を「歩行困難者等の在館者数」とすること。

ウ 歩行困難者の在館者数が事前に把握可能な防火対象物で、車椅子使用者の割合が高い場合は、歩行困難者等の在館者数に0.8㎡を乗じて得た面積以上を確保すること。

なお、1か所当たりの床面積は、5㎡以上を確保すること。

エ 一時避難エリアを、建基政令第123条第3項第1号に規定する特別避難階段の付室と兼用する場合にあつては建基政令第123条第3項第11号に、建基政令第129条の13の3第3項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーと兼用する場合にあつては建基政令第129条の13の3第3項第7号に基づき確保すべき床面積を含めて算定して支障がないこと。

2 配置

(1) 一時避難エリアは、原則として全ての階に配置すること。ただし、建基政令第13条に規定する避難階及び塔屋階等の歩行困難者等の利用が極端に少ないと想定される階には、必ずしも配置を要しない。

(2) 一時避難エリアは、直通階段に接続すること。

(3) 一時避難エリアと同一階の各居室とは、1以上の安全区画又は水平避難区画（以下「安全区画等」という。）を通じて連絡すること。

(4) 一時避難エリアは、歩行困難者等が利用する部分からの歩行距離が建基政令第120条第1項に規定する数値以下となる場所に設けること。※

(5) 複数の一時避難エリアを設ける場合、歩行困難者等が利用する部分から一時避難エリアに至る通常の経路の全てに共通の重複区間があるときは、その長さは、建基政令第121条第3項に規定する数値以下となるように設けること。※

3 設備等の設置

(1) 一時避難エリアには、次に掲げる設備等を設けること。

ア 防災センター等との通話装置

イ 防災センター等で受像できる遠隔監視カメラ ※

ウ 窓その他採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備

(2) (1)、ウの照明設備の予備電源は作動時間60分以上のものとする。 ※

4 標識の設置

(1) 一時避難エリアである旨を示す標識

ア 一時避難エリアの出入口（安全区画等側）には、一時避難エリアである旨を明示した標識（以下「一時避難エリア標識」という。）（図3参照）及び一時避難エリアである旨を記した文字板（図4参照）を掲示すること。

なお、一時避難エリア標識には、補足表示板（図3参照）を設けることが望ましい。

※



一時避難エリア
標識

補足表示板

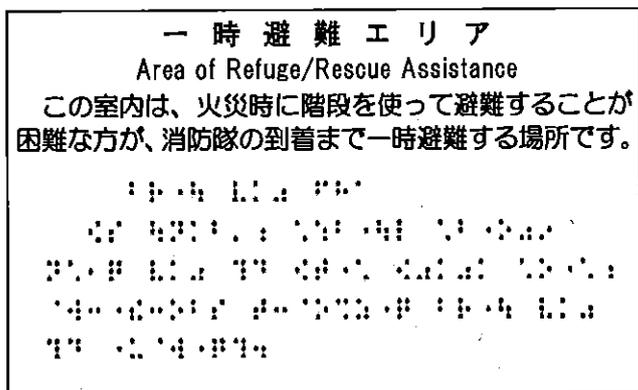
一時避難エリア標識

- 1 形状：正方形
- 2 大きさ：一辺12cm以上
- 3 色：下地 JIS Z 9103の安全色の緑
シンボル 白
- 4 材質：堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。 ※
- 5 その他：灯火式とすることができる。

補足表示板

- 1 形状：長方形
- 2 大きさ：長辺 一時避難エリア標識と同一
短辺 長辺の1/4程度
- 3 色：下地 白
文字 JIS Z 9103の安全色の緑
- 4 文字：ゴシック体
- 5 材質：堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。 ※
- 6 その他：灯火式とすることができる。

図3 一時避難エリア標識及び補足表示板



- 1 形状：長方形又は正方形
- 2 色：下地 原則として 白
文字 原則として 黒
- 3 材質：堅牢で耐久性のあるもの。金属製が望ましい。 ※
- 4 点字：JIS T 0921に準ずること。

図4 一時避難エリアである旨を記した文字板の例

イ 一時避難エリア標識は、標識の中心部の高さが床面からおおむね1mとなる位置又は歩行困難者等が視認可能な位置に設けること。

ウ アの文字板は点字を併記し、点字部分の中心の高さが床面からおおむね1.4mで、特定防火設備又は防火設備の取っ手付近となる位置に設けること。

(2) 一時避難エリアへ誘導する標識

ア 不特定の歩行困難者等が使用する一時避難エリアに通ずる廊下又は通路には、一時避難エリアの方向を明示した標識（以下「一時避難エリア通路標識」という。）（図5参照）を掲示すること。

なお、一時避難エリア通路標識には、補足表示板（図5参照）を設けることが望ましい。 ※



一時避難エリア
通路標識

補足表示板

一時避難エリア通路標識

- 1 形状：正方形
- 2 大きさ：一辺12cm以上
歩行困難者等を示すシンボルマークの大きさは、標識の一辺の長さの1/3程度
- 3 色：(矢印) 下地 白
矢印 JIS Z 9103の安全色の緑
:(シンボル)
下地 JIS Z 9103の安全色の緑
シンボル 白
- 4 材質：堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。 ※
- 5 その他：灯火式とすることができる。

補足表示板

- 1 形状：長方形
- 2 大きさ：長辺 一時避難エリア通路標識と同一
短辺 長辺の1/4程度
- 3 色：下地 白
文字 JIS Z 9103の安全色の緑
- 4 文字：ゴシック体
- 5 材質：堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。 ※
- 6 その他：灯火式とすることができる。

図5 一時避難エリア通路標識及び補足表示板

イ 一時避難エリア通路標識は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第26条第1項第2号若しくは第4号又は火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第45条第1項第1号の規定により設置された通路誘導灯又は誘導標識の付近に設けること。ただし、一時避難エリアに接続する直通階段の出入口以外の避難口に誘導することを目的とした通路誘導灯又は誘導標識の付近には、設けてはならない。

5 その他

- (1) 一時避難エリアの床面には、一時避難エリアであることが分かる表示をすることが望ましい。 ※
- (2) 一時避難エリアには、階段用車椅子（歩行困難者等に乗せて介添え者が操作することで階段を避難させることができる車椅子又は避難車をいう。図6参照）を各階1台以上配置することが望ましい。 ※
- (3) 一時避難エリア内に連結送水管の放水口等消火活動上必要な施設を設ける場合は、歩行困難者等の待機場所を考慮し、消防活動上支障のない位置とすること。



図6 階段用車椅子の例

第2 一時避難エリアに隣接する安全区画等

第1、2、(3)の安全区画等の構造、設備等は、次によること。

1 安全区画

(1) 構造

ア 安全区画は、一時避難エリア以外の室と建基政令第126条の2に規定する防煙壁(間仕切壁に限る。)、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備又は不燃材料で造った扉で区画すること。

イ アの防火設備又は不燃材料で造った扉は、次によること。

(イ) 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

(ロ) 閉鎖又は作動をするに際して、当該防火設備又は不燃材料で造った扉の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

(リ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

(レ) 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

ウ 天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

(2) 排煙設備の設置

ア 建基令第126条の3に規定する外気に向かって開くことができる窓又は排煙設備を設けること。

イ 排煙設備は、作動時に扉の開閉に支障が生じないように設けること。

(3) その他

ア 通行又は運搬の用途のみに供されていること。

イ 可燃性物品等の存置がないこと。

ウ 歩行困難者等の避難上の支障がない状態が維持されていること。

2 水平避難区画

(1) 構造

1、(1)、ア及びイによること。

(2) 排煙設備の設置

1、(2)によること。

(3) 水平避難区画の相互間に設ける防火設備は、次によること。

ア いずれの避難方向にも押し開きできるようにすること (図7及び図8参照)。

イ アの防火設備をくぐり戸付きのものとする場合は、くぐり戸の下端の床面からの高さを2cm以下とすること (図8参照)。

ウ アの防火設備には、どちらの戸が押し開きするか分かるよう、「押す」等の表示をすること (図7及び図8参照)。

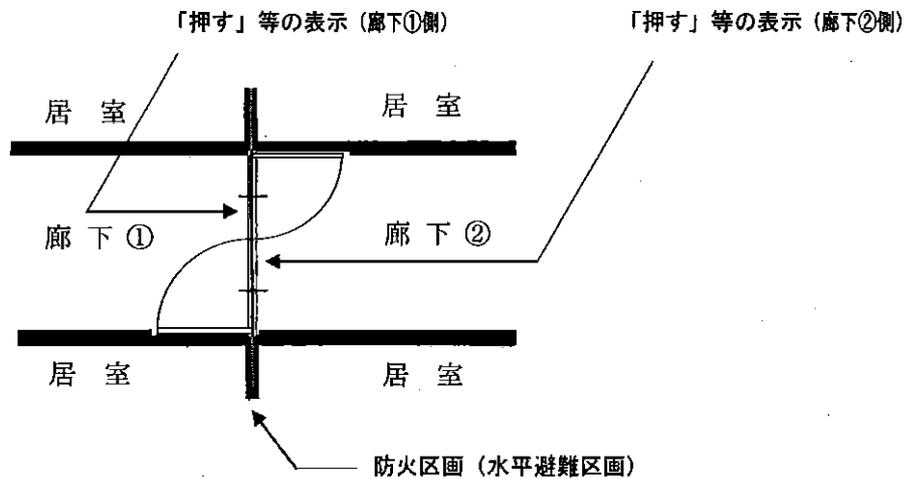


図7 水平避難区画の相互間に設ける防火設備 (くぐり戸無し) の例

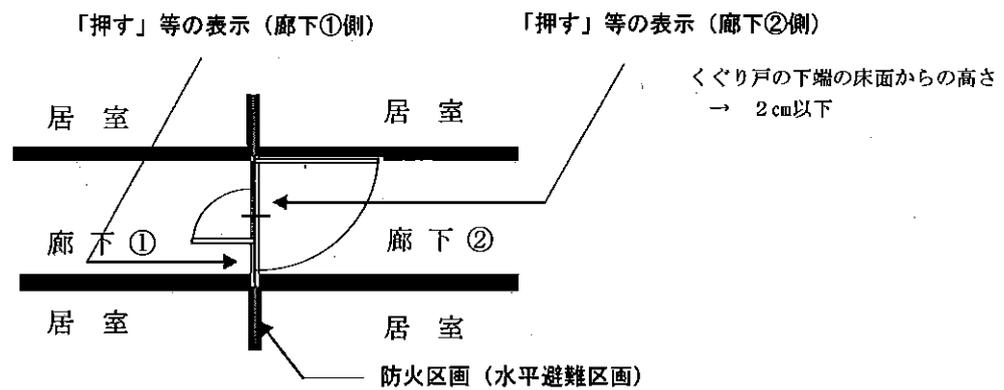
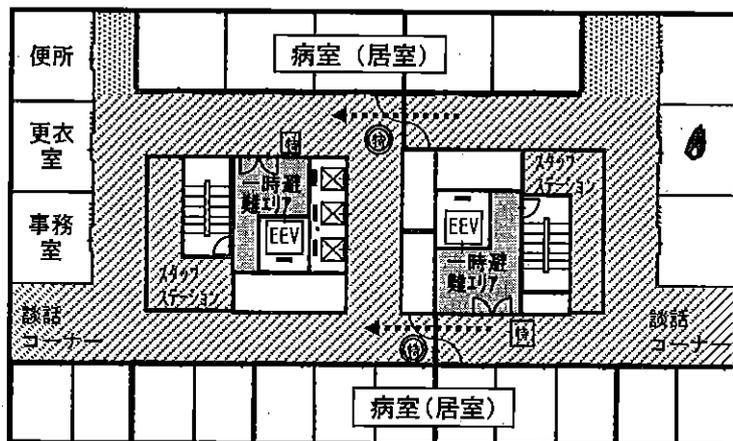


図8 水平避難区画の相互間に設ける防火設備 (くぐり戸有り) の例

(4) その他

ア 出火室が存する水平避難区画から出火室が存しない水平避難区画の一時避難エリアに避難することが可能であること（図9参照）。

イ 1、(3)、ウによること。



【病院に設定する例】

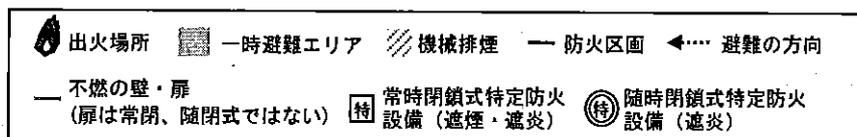


図9 水平避難区画を用いて一時避難エリアを設定する例

第3 その他 ※

歩行困難者等が通常利用するエレベーターの乗降ロビー、エスカレーターの昇降口等の付近（歩行困難者等が通常利用する階に限る。）に、一時避難エリアの位置を明示したフロア図を設置することが望ましい。この場合、フロア図上の一時避難エリアの位置には、図3の一時避難エリア標識の図柄を印字、貼付等すること。

非常用エレベーターを避難誘導に活用するための建築上の要件

※ 推奨事項

第1 避難誘導用エレベーターの構造、設備等

1 構造の要件

非常用エレベーターの基準に適合していること。

2 設備等の要件

避難誘導用エレベーターの運行を表示する設備が、防災センター等に設けられていること。

第2 乗降ロビー

1 構造、配置、設備等の要件

一時避難エリアの要件（別紙1）に適合していること。

2 経路等

(1) 避難誘導用エレベーターの乗降ロビーは、歩行困難者等が利用する階及び避難階において屋内と連絡していること。

(2) 避難誘導用エレベーターの避難階の乗降ロビーから屋外への出口に至る経路の部分（管理事務室、守衛室その他当該建築物を管理する者が常時勤務する室（こんろその他火を使用する設備又は器具を設けないものに限る。）を含む。）を、道路まで有効に避難できるように、屋内の他の部分と耐火構造の壁又は建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備のうち建基政令第112条第14項第2号に定めるもので区画していること。ただし、次のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

ア 直通階段で建基政令第112条第9項ただし書に規定する建築物の部分に該当するもの

イ 避難階における乗降ロビーから屋外への出口に至る経路の部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び建基政令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設け、その部分の壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、避難上支障がないもの

(3) (2)の経路の部分には、建基政令第126条の5に規定する基準に適合する非常用の照明装置が設けられていること。

3 標識の設置

(1) 避難誘導用エレベーターの乗降扉脇には、避難誘導用エレベーターである旨を明示した標識（以下「避難誘導用エレベーター標識」という。）（図1参照）及び避難誘導用エレベーターである旨を記した文字板（図2参照）を掲示すること。

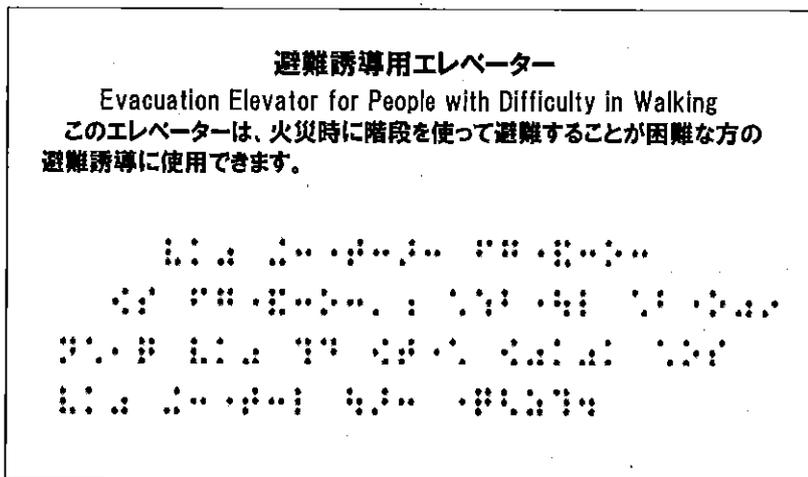
なお、避難誘導用エレベーター標識には、補足表示板（図1参照）を設けることが望ましい。※

また、文字板には、図2の例により点字を併記することが望ましい。※



- 避難誘導用エレベーター標識
- 1 形状：正方形
 - 2 大きさ：一辺12cm以上
 - 3 色：下地 JIS Z 9103の安全色の緑
シンボル 白
 - 4 材質：堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。 ※
 - 5 その他：灯火式とすることができる。
- 避難誘導用エレベーター標識
- 補足表示板
- 1 形状：長方形
 - 2 大きさ：長辺 避難誘導用エレベーター標識と同一
短辺 長辺の1/4程度
 - 3 色：下地 白
文字 JIS Z 9103の安全色の緑
 - 4 文字：ゴシック体
 - 5 材質：堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。 ※
 - 6 その他：灯火式とすることができる。

図1 避難誘導用エレベーター標識及び補足表示板



- 1 形状：長方形又は正方形
- 2 色：下地 原則として白
文字 原則として黒
- 3 材質：堅牢で耐久性のあるもの。金属製が望ましい。 ※
- 4 点字：JIS T 0921に準ずること。

図2 避難誘導用エレベーターである旨を記した文字板の例

- (2) 避難誘導用エレベーター標識は、標識の中心部の高さが床面からおおむね1mとなる位置又は歩行困難者等が視認可能な位置に設けること。
- (3) (1)の文字板は、避難誘導用エレベーター標識の付近又は歩行困難者等が視認可能な位置に設けること。

なお、(1)の文字板に点字を併記する場合は、点字部分の中心の高さが床面からおおむね1.4mで、エレベーターの操作部付近となる位置に設けること。

第3 設置台数

避難誘導用エレベーターは、歩行困難者等が利用する階のうち床面積が最大のものにおける床面積（以下「最大床面積」という。）に応じて、次に定める数以上とすること。ただし、歩行困難者等が利用する全ての部分から避難誘導用エレベーターに至る歩行距離が建基政令第120条に規定する数値以下となるように避難誘導用エレベーターが設置されている場合は、この限りでない。

- 1 最大床面積1,500㎡以下の場合、1
- 2 最大床面積1,500㎡を超える場合は、1の数に3,000㎡以内を増すごとに1を加えた数

第4 その他 ※

- 1 歩行困難者等が通常利用するエレベーターの乗降ロビー、エスカレーター昇降口等の付近（歩行困難者等が通常利用する階に限る。）に、避難誘導用エレベーターの位置を明示したフロア図を設置することが望ましい。この場合、フロア図上の避難誘導用エレベーターの位置には、図1の避難誘導用エレベーター標識の図柄を印字、貼付等すること。
- 2 総合操作盤、管理室の自動火災報知設備の受信機等の付近に、避難誘導用エレベーター設置対象物である旨を表示すること。
- 3 昇降路内に消火水等が容易に入らない構造とすることとし、ピット部には排水口を設けること。

高層建築物等における歩行困難者等の避難誘導に係る自衛消防活動基準

第1 基本的な考え方

本基準は、歩行困難者等を早期に一時避難エリアに誘導するとともに、歩行困難者等の避難と通常の避難が可能な者（以下「通常避難可能者」という。）の避難とを時間的及び空間的に分離することで、全体の避難流動の効率化を図り、歩行困難者等の避難安全を確保するものである。

第2 適用範囲

1 対象とする防火対象物

一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターが設置されている防火対象物

2 対象とする災害

火災

3 適用時期

自衛消防隊（防火対象物自衛消防隊（以下「本部隊」という。）又は事業所自衛消防隊（以下「地区隊」という。）が火災発生のおそれを覚知した時点から消防隊が到着するまでの間

第3 活動概要

1 自衛消防活動の構成

歩行困難者等の避難誘導は、大きく次の3段階から構成される。

- (1) 水平避難（歩行困難者等が利用する部分から一時避難エリアまでの水平移動）
- (2) 一時避難エリア内での待機（垂直避難の体制が整うまでの間）
- (3) 垂直避難（水平避難が完了した後の避難階までの垂直移動）

2 活動方針

- (1) 一時避難エリアは、区画された安全な場所であることから、水平避難の完了を第一の目標として活動に当たる。
- (2) 垂直避難は、自衛消防隊の対応が可能な範囲内で次に例示する方法その他歩行困難者等を安全に避難させることができる方法により実施する。

ア 避難誘導用エレベーターの活用

イ 避難用資器材（階段用車椅子、担架等をいう。以下同じ。）の活用

ウ 徒手による搬送

第4 歩行困難者等に係る避難誘導の手順

歩行困難者等に係る避難誘導の手順は、おおむね次のとおりとする。

1 火災発生のおそれの覚知

自動火災報知設備の作動警報等により火災発生のおそれを覚知した場合は、自衛消防隊員が現場確認を行う。

2 火災の断定

次に該当する場合は、火災と断定する。

- (1) 1の現場確認を行った者から火災発生の報告を受報した場合
- (2) (1)の報告を受報する前であっても、新たな火災信号を受信した場合又は現場付近にいる

者からの通報があった場合

3 一時避難エリアへの避難誘導（水平避難）

- (1) 自衛消防隊が火災と断定した場合は、一時避難エリアの入口に自衛消防隊員を配置し、在館者の避難誘導を行うとともに、通常避難可能者と歩行困難者等の振り分けを行う。

なお、一時避難エリアが複数ある場合には、各一時避難エリアの入口に1名ずつ配置するものとする。

- (2) (1)の任務以外の自衛消防隊員は、担当する階を巡回し、次の事項に留意して在館者の避難誘導にあたる。

ア 避難誘導を行う際には、避難方向を誤ることがないように、一時避難エリアに接続していない階段、曲がり角等に自衛消防隊員を配置する。

イ 一時避難エリアまでの歩行困難者等の避難誘導は、やむを得ない場合を除き、通常避難可能者の避難動線と逆行しないよう実施する。

ウ 避難行動の困難性は、外見からでは判断できない者もいるため、避難誘導に当たる自衛消防隊員は、在館者に対して階段による避難が難しい場合には申し出をするよう呼び掛ける。

エ 歩行困難者等への避難の呼び掛けに際しては、歩行困難者等の心情及び分かりやすさを考慮し、「歩行困難者」等の表現ではなく、「階段で避難することが難しい方」等の表現を用いる。

オ 火煙等により歩行困難者等が利用する部分から一時避難エリアまでの通行が遮断された場合は、避難可能な直近の階段室へ誘導する。

- (3) 本部隊の自衛消防隊員は放送設備を用いて、(2)、ウ及びエの内容について呼び掛けを行う。

4 歩行困難者等の振り分け及び一時避難エリアにおける活動

- (1) 一時避難エリアの入口に配置された自衛消防隊員は、外見や歩行困難者等本人からの申出等により、歩行困難者等と通常避難可能者を振り分ける。

- (2) 通常避難可能者に対しては、一時避難エリア内に滞留することがないように、速やかに階段を使用して避難するよう誘導する。

- (3) 歩行困難者等は、自衛消防隊や消防隊による救出活動が行われるまでの間、当該一時避難エリア内で待機させる。

- (4) 一時避難エリア内における歩行困難者等の待機位置は、通常避難可能者の避難と交錯しない位置とする。

また、一時避難エリア内に連結送水管の放水口等が設けられている場合は、消防活動上支障ない位置とする。

- (5) 歩行困難者等の不安軽減等のため、各一時避難エリアにつき1名以上の自衛消防隊員が歩行困難者等に付き添って待機する。

- (6) (5)により歩行困難者等と共に待機する自衛消防隊員は、当該歩行困難者等が受傷した場合には応急処置を実施する等必要な活動を併せて実施する。

5 水平避難の完了の確認

自衛消防隊員は、当該階に残留者がいないことを巡回により確認する。

6 一時避難エリア等に待機する歩行困難者等の把握

自衛消防隊員は、無線等の情報伝達機器や伝令等の手段により、担当する階に待機している歩行困難者等の人数や受傷状況等の把握を行う。

7 自衛消防隊長への報告

- (1) 自衛消防隊員は、6により把握した歩行困難者等の情報を、自衛消防隊長へ報告する。
- (2) 報告に当たっては、一時避難エリアに設置されている防災センター等との通話装置等を活用する。
- (3) 報告要領は次の例による。

「現在、〇〇階、通常の避難が可能な者は避難誘導完了。歩行困難者等は東側の一時避難エリアに〇名及び西側の一時避難エリアに〇名、計〇名待機中。なお、各一時避難エリアに自衛消防隊員がそれぞれ1名付き添い、待機中」

- (4) 自衛消防隊長は災害情報板等を活用し、防火対象物全体の歩行困難者等の待機状況の把握に努める。

8 歩行困難者等の救出（垂直避難）

- (1) 自衛消防隊長は、7、(4)により把握した歩行困難者等の待機状況を踏まえ、おおむね次の事項に基づき、救出に向かう階及び救出手段を速やかに決定する。

ア 垂直避難に従事することができる隊員の有無

イ 避難誘導用エレベーターの運行の可否

ウ 配置されている避難用資器材の種類

エ 避難誘導用エレベーター又はウに掲げる資器材の取扱いに係る自衛消防隊員の習熟度

オ 階段の幅員

カ 救出に要すると思われる時間

- (2) 歩行困難者等の救出は、原則として出火階及びその直上階を優先して行う。

- (3) 歩行困難者等の救出手段に避難誘導用エレベーターを活用する場合は、次による。

ア 自衛消防隊長は、避難誘導用エレベーターの操作に専従する者（以下「操作専従員」という。）として避難誘導用エレベーター1基につき1名以上を本部隊から指定し、歩行困難者等の救出に向かわせる。

イ 自衛消防隊長は、操作専従員に対し、救出に向かう階及び救出順序を明確に指示する。

ウ 自衛消防隊長は、操作専従員と連絡を密に取り合うことにより避難誘導用エレベーターの定員、運行状況等を把握し、1回の運行で可能な限り多くの歩行困難者等を救出するよう配慮する。

エ 操作専従員には、条例第55条の2の3第1項に定める防災センター要員講習修了証又は条例第62条の4第1項に定める自衛消防技術認定証の交付を受けている者で、避難誘導用エレベーターの操作に習熟している者を努めて指定する。

オ 操作専従員の任務分担は事前に定めておく。

カ 避難誘導用エレベーターの数に対して操作専従員の数不足の場合は、歩行困難者等の待機状況を勘案し、自衛消防隊長が優先して活用すべき避難誘導用エレベーターを速やかに決定するとともに、当該避難誘導用エレベーターによる歩行困難者等の救出が終了した後は、操作専従員を他の避難誘導用エレベーターの操作専従員として担当させる。

キ 避難誘導用エレベーターを運行する場合は一次消防運転とし、二次消防運転は行わな

い。

ク 歩行困難者等に付き添う自衛消防隊員は、一時避難エリアで待機している全ての歩行困難者等を避難誘導用エレベーターに搭乘させ、避難階に誘導した後は、歩行困難者等を屋外まで誘導する。

ケ 避難誘導用エレベーターが避難階に着床し、全ての歩行困難者等を降ろした後、操作専従員は、自衛消防隊長にその旨を報告し、指示に従う。

(4) 歩行困難者等の救出手段に避難誘導用エレベーター以外の手段を用いる場合は、次による。

ア 避難誘導用エレベーターを活用する場合よりも多くの人員を要することから、自衛消防隊長は歩行困難者等の救出を担当することができる自衛消防隊員を早期に把握し、所要の人数の自衛消防隊員を救出に向かわせる。

イ アの下命を受けた自衛消防隊員は、避難用資器材の活用、徒手搬送等により、一時避難エリアに待機する歩行困難者等を救出する。

ウ 火災の状況、救出に要する時間、自衛消防隊員の体力等の状況から避難階までの救出が困難である場合は、一時的には安全に区画されている廊下や階段又は直下階等に救出し、自衛消防隊長へその旨を報告する。その後、最終的には原則として避難階までの救出を実施する。

9 消防隊への引き継ぎ

(1) 自衛消防隊長は、消防隊が到着した場合は、歩行困難者等の避難状況等を確実に消防隊に伝えるとともに、その後は消防隊の指示に従う。

(2) 避難誘導用エレベーターの自衛消防隊による使用は消防隊到着までの間とし、消防隊が到着した場合は速やかに引き渡す。

第5 指導上の留意事項

1 自衛消防活動に関すること

(1) 自衛消防隊の活動は、水平避難の完了を主眼として行い、垂直避難については対応が可能な範囲内で実施すること。

(2) 第4の避難誘導の手順は活動の標準を示したものであり、各事業所が計画する活動内容はこれに限定されるものではなく、各事業所の実情に応じて策定すること。

(3) 地区隊相互の応援体制の構築に努めること。

2 避難誘導用エレベーターの活用に関すること

(1) 垂直避難の手段としての避難誘導用エレベーターの活用は、あくまで選択肢の1つであり、必ずしも避難誘導用エレベーターの活用を計画しなければならないわけではない。

なお、避難誘導用エレベーターの火災時の活用の可否は、その時点での防火対象物の実情、火災の状況等に応じて判断されるものであり、状況により柔軟に対応すること。

(2) 火災発生時に避難者が避難誘導用エレベーターを使用することを防止するため、火災発生のおそれを覚知（第4、1の時点）した場合は、確実かつ速やかに避難誘導用エレベーターの呼び戻しスイッチを入れる必要があること。

(3) 火災の状況により、避難誘導用エレベーターの運行が不能となる場合があることから、避難用資器材等の代替手段の確保に努める必要があること。

(4) 本基準の活用を計画する場合であっても、東京消防庁防火管理指導指針Ⅰ、第2章、第

3節、第5「マニュアル等による自衛消防訓練及び検証」及び同第5節「防災センター管理計画の検証要領」の取扱いは、従前どおりであること。

3 自衛消防訓練の実施に関すること

- (1) 自衛消防活動においては、本部隊と地区隊が適切に連携することが重要であることから、本部隊と地区隊は所要の訓練を日頃から行うなど連絡を密に取合い、火災に備えておく必要があること。
- (2) 自衛消防隊員は、避難誘導用エレベーターの操作要領のほか、避難用資器材の活用要領、徒手搬送要領等についても習熟に努める必要があること。
- (3) 歩行困難者等は自衛消防訓練の参加に消極的な傾向があるが、歩行困難者等自らが自衛消防訓練に参加することは、歩行困難者等が火災時に円滑な避難を行う上で極めて有益であることから、積極的に参加するよう指導すること。
- (4) 訓練を実施する際には、効率的に避難を行うことができるよう、訓練参加者に訓練の趣旨及び火災時の行動、避難経路、連絡手段等についてあらかじめ周知するよう指導すること。
- (5) 歩行困難者等の避難及び救出をスムーズに消防隊に引き継ぐことができるよう、自衛消防隊と消防隊との連携訓練を実施するよう指導すること。

4 歩行困難者等に係る情報の事前把握等に関すること

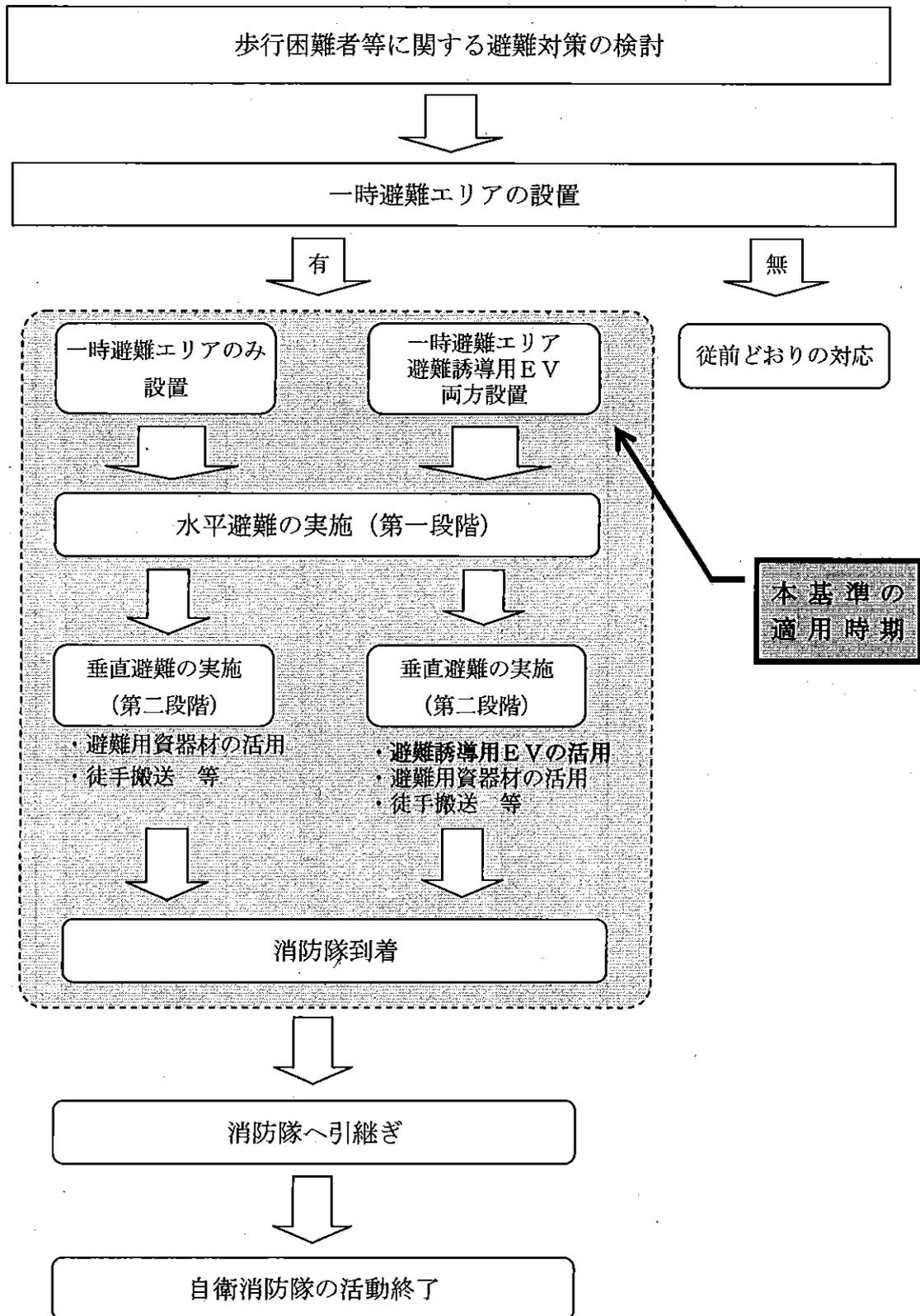
- (1) 一時避難エリアのみを設置する防火対象物にあっても、歩行困難者等の情報を努めて事前に把握しておくよう指導すること。
- (2) 歩行困難者等の情報把握に当たっては、使用目的を明確に伝えることにより、情報提供についての理解を得るものとする。
- (3) 把握した歩行困難者等の情報は、常に最新の情報となるよう、自衛消防訓練の機会を捉えて定期的に更新するよう指導すること。
- (4) 火災時に歩行困難者等の一時避難エリアまでの避難を支援するための介添え者を、通常避難可能者のうちから事前に指定しておくよう指導すること。

第6 その他

本基準による自衛消防活動概要等を別図1及び別図2に示す。

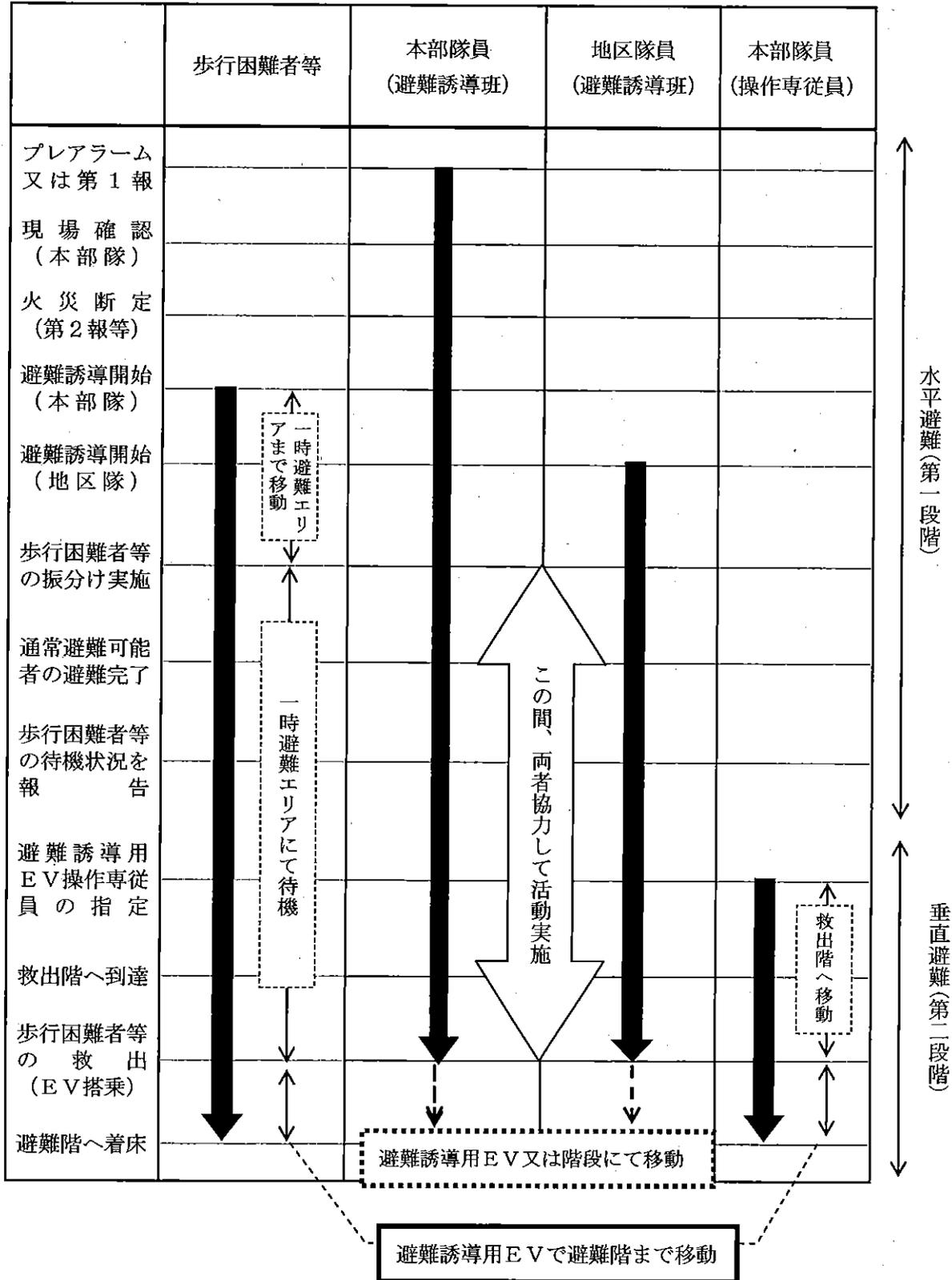
別図1

自衛消防活動の概要



別図2

避難誘導用E Vを活用した場合の活動時系列 (例)



別表

1 避難誘導用エレベーターの設置時に必要な図書

	図書	記載概要	備考
1	避難誘導用エレベーター設置書（別記様式第1号）	設置者氏名等、防火対象物の名称・所在地・運用内容等を記載した設置書	
2	建築物概要書（別記様式第3号）	避難誘導用エレベーターを設置する建築物の概要が分かるもの	
3	各階平面図	(1) 一時避難エリア、避難誘導用エレベーターの設置位置、一時避難エリアの床面積、安全区画の設置位置を明記したもの (2) 一時避難エリア標識、一時避難エリア通路標識及び避難誘導用エレベーター標識の設置位置を明記したもの (3) 設備等（別記1、別紙1、第1、3）の設置位置を明記したもの	
4	各階の一時避難エリアの設置面積の算定根拠	各階の歩行困難者等の在館者数と一時避難エリアの設置面積の算出式が示されているもの	別記1、別紙1、第1、1、(3)により算定すること。
5	一時避難エリア、安全区画等の構造・内装	(1) 一時避難エリア及び安全区画等の構造、出入口に設ける防火設備の仕様を明記したもの (2) 天井及び壁の室内に面する仕上げ、下地を明記したもの	
6	エレベーターの仕様書	非常用エレベーターの基準に適合しているものであることを示すもの	

2 避難誘導用エレベーター等の変更時に必要な図書

	図書	記載概要	備考
1	避難誘導用エレベーター等変更書（別記様式第2号）	変更者氏名等、防火対象物の名称、所在地、運用内容等を記載した変更書	
2	建築物概要書（別記様式第3号）	1、2に同じ。	
3	各階平面図	1、3に同じ。	
4	各階の一時避難エリアの設置面積の算定根拠	1、4に同じ。	一時避難エリアの面積及び面積算定に関わる事項を変更する場合に限る。
5	一時避難エリア、安全区画等の構造・内装	1、5に同じ。	構造・内装を変更する場合に限る。
6	エレベーターの仕様書	1、6に同じ。	エレベーターを変更、改修する場合に限る。

3 避難誘導用エレベーターの運用開始時に必要な図書

	図書	記載概要	備考
1	避難誘導用エレベーター運用開始書（別記様式第4号）	設置者氏名等、防火対象物の名称・所在地・運用内容等を記載した運用開始書	
2	建築物概要書（別記様式第3号）	1、2に同じ。	

避難誘導用エレベーター設置書

年 月 日

東京消防庁
消防署長 殿

設置者
住所
氏名

印

下記の防火対象物に避難誘導用エレベーターを設置します。

記

- 1 名称 (防火対象物の名称)
- 2 所在地 (防火対象物の所在地)
- 3 設置内容

※ 受付欄

※ 経過欄

- 備考
- 1 設置者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
 - 2 一時避難エリアの要件・避難誘導用エレベーターの要件の適否を確認できる図面を添付すること。
 - 3 ※欄には、記入しないこと。

避難誘導用エレベーター等変更書

年 月 日

東京消防庁
消防署長 殿

変更者
住 所
氏 名 (印)

下記のとおり、防火対象物に設置した一時避難エリア・避難誘導用エレベーターを変更
します。

記

- 1 名 称 (防火対象物の名称)
- 2 所 在 地 (防火対象物の所在地)
- 3 変更内容

※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
---------	--	---------	--

- 備考 1 変更者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
2 一時避難エリアの要件・避難誘導用エレベーターの要件の適否を確認できる図面を添付すること。
3 ※欄には、記入しないこと。

建築物概要書

名称					
所在	TEL ()				
検査年月日 (運用開始日)	(年 月 日)	同意年月日	(年 月 日)		
建築主 名称・所在					
	TEL ()				
設計者 名称・所在					
	TEL ()				
施工者 名称・所在					
	TEL ()				
構造・規模等	用途	() 項 ()			
	構造				
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	階数	地上 階・地下 階・PH 階			
	軒高	m	最高高さ	m	
消防用設備等 (主なもの)					
その他	1				
	2				
	3				

避難誘導用エレベーター運用開始書

年 月 日

東京消防庁
消防署長 殿

設置者
住 所
氏 名

印

下記の防火対象物に設置した避難誘導用エレベーターの運用を開始します。

記

- 1 名 称 (防火対象物の名称)
- 2 所 在 地 (防火対象物の所在地)
- 3 設置内容
- 4 運用開始年月日
- 5 検査希望年月日

※ 受付欄

※ 経過欄

備考 設置者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
※欄には、記入しないでください。

様式第12号(第37条関係)

検査結果通知書

		年 月 日	
あて		東京消防庁 消防署長 印	
年 月 日消防法第17条の3の2及び火災予防条例第 条第 項の規定により実施した検査結果は、下記のとおりですので速やかに改修されるよう通知します。			
届出種別		要 旨	
消防用設備等若しくは特殊消防用設備等又は火気使用設備等の種類			
名 称			
所 在 地			
用 途			
検 査 員			
立 会 人			
検査結果			
改修報告	上記指摘事項等について、年 月 日までに別紙改修(計画)報告書により、所轄消防署長にその改修状況及び改修計画について報告してください。		
防火管理状況	防火管理者氏名		夜間体制 <input type="checkbox"/> 有 人 <input type="checkbox"/> 無 人
	委託管理	社 名 () 管理体制 (<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 機械)	

注1 法令の略称 法(消防法) 政令(消防法施行令) 省令(消防法施行規則)
 条例(火災予防条例) 条則(火災予防条例施行規則) 建基法(建築基準法)
 建基令(建築基準法施行令) 都安例(東京都建築安全条例)

2 該当する口内には✓を付けること。